

# 山崎郷土叢報

No. 68

61.9.15

兵庫県赤粟郡  
山崎町教育委員会内  
山崎郷土研究会  
電話 62-2000

## 近世初頭の山崎藩 (二十六)

島田 清

### 二、池田輝澄時代 (続二十五)

#### ○ 池田輝澄の家臣団

池田輝澄が大名として取り立てられたのは元和元年(一六一五)六月二十八日、兄忠雄が忠継の遺領を相続したときである。忠継は、前年に起きた大阪冬の役に出兵し、初陣ながら一方の將として輝かしい武功を立てた。しかし、凱旋して間もない元和元年二月二十三日、岡山城において痲瘡<sup>ほうせう</sup>をわずらい、十七歳の若さで急逝した。慶長十九年六月、家康の命によって、美作津山城主森美作守忠政の女と婚を約していたが、未だ、そのことが行われぬうちに歿したため、継嗣がない。池田家では、成り行きを頗る案じた。しかし、弟忠雄に遺領を継がせることが

### 目次

一、近世初頭の山崎藩 (二十六)……	島田 清……	一
二、地名小断 その二 衣坂 ……	資料部……	五
三、近世赤粟郡の耕地造成(下)……	古文書研究会……	五
四、春の旅日記 ……	志水美好……	十三
五、近況報告 ……	堀口春夫……	十五
六、史跡部報 ……	……	十六
七、役員変更のお知らせ ……	……	十七
八、六十一年度予算 ……	……	十八
九、事務局だより ……	……	十七

決定したので、一同、漸く、愁眉を開いたのであった。

忠雄は、部屋住のままである輝澄・政綱・輝興の三弟(いづれも輝政の正室督姫一徳川家康の二女一の所出)の身の上を考へ、忠継の遺領相続がきまったとき、良正院の化粧料であった穴粟・佐用・赤穂の三郡を、一郡ずつ三弟に分与したい旨、幕府に申出た。「良正院の化粧料」というのは、良正院に付けられた所領のことで、良正院は、輝政の薨後、最年長の実子、忠継のもとに身を寄せ、所領の管理を忠継に任せていたのである。後年のことであるが、大阪城から救い出された千姫は、姫路城主本多忠政の嫡子忠刻に嫁するとき、化粧料十萬石を持参した

が、これは、夫おつとにあたる忠刻の所領と見なされ、忠刻が部屋住であったところから、父忠政の管理に任されていたのと同じく、忠継の場合も、同居する生母良正院の化粧料は忠継所領の一部のごとく取扱われた。殊に、良正院が、忠継急逝の二十日前、すなわち、元和元年二月四日、京都の二条城で同じ痘瘡にかかって急逝したため、その所領は、そのまま、忠継のところへ転がりこんだ。ところが、その二十日後、こんどは忠継が急逝し、所有権は、相続者忠雄のところへ移った。忠雄はこのとき、幼い三弟の行く末を思いやり、この三郡を三弟に分与したい旨申出、そのとおり聴許されたのであって、忠継歿後、憂慮されていた相続問題は、これで、無事、解決されたのであった。ややこしい経緯の結果、決定した問題であるので、わかりやすいよう、結末だけを改め記しておこう。

播磨国の西部にある宍粟郡三萬八千石は輝澄に、赤穂郡三萬五千石は政綱に、佐用郡二萬五千石は輝興に、それぞれ分与され、忠雄は、備前国および備中国浅口・都宇・窪屋・下道四郡の内において三十一萬五千石を領し、曾て忠雄が領した淡路国六萬三千六百二十石は収公された、というしだいである。

新しい藩がつくられたり、藩の規模が変更されたりすると、当然、家臣団に大きな変更が起こる。忠雄が、淡路一國、六萬石余りを与えられたのは、慶長十五年二月二十三日、九歳のときであったから、行政の行える筈はなく、姫路城内で母とともに起居し、その取扱は輝政にゆだねられていた。しかし、慶長

十八年一月二十五日、輝政が急逝し、遺領の配分が決定した同年六月十六日、忠雄は、輝政の家臣、篠尾四郎右衛門・加賀九郎左衛門の兩人を附けられて領地の淡路由良城へ移った。翌十九年に起こった大阪冬の役に、忠雄は、ここから兵をひきいて出陣したのである。

大阪夏の役が終って凱旋した忠雄が、兄忠継のあとを継いで岡山藩主となったのは元和元年六月二十八日。この時点における忠雄の家臣団は、淡路由良城から引揚げてきた一団と、忠継のもとに仕えていた一団とを併せたものであった。前者は当初からのもの、後者は新付のものであるから、一般的にいえば、前者のものが根強くつちかった力をもっているのが普通である。しかし、この場合は事情がちがう。すなわち、前者は、藩地が成立し、池田本家から篠尾・加賀等を分属させられたのが二年前で、これらの家臣も、もとは池田家家臣として、本家に仕えていたのである。これに対し、後者は、

表装全般

…古いものを大切に…

表具師 松本永春堂

山崎町鹿沢本通り  
TEL. 62-0122

長兄利隆と池田本家を二分する形でつくられた忠継の家臣団であり、石高からいっても、六萬石余と三十一萬石余との大差がある。それに、忠雄は迎えられて忠継のあとを継ぐ、という立場であるから、「吸収された」というのが、むしろ、ピッタリすることばであろう。由良以来の忠雄家臣団は、岡山家臣団の中に適宜組み入れられ、ここに新しい岡山家臣団——忠雄時代の家臣団——が成立したのである。

山崎藩を興した池田輝澄の家臣団も、最初は、池田本家から分れ、附属させられたものを骨格としていた。忠雄が願ひ出、聴許を得て興したのであるから、自己の家臣を簡抜して編成するのは当然のことであり、忠雄が領有していた三十八萬石余のうち、宍粟・佐用・赤穂の三郡を割いただけ、その石高に見合う家臣は余剰になっていた筈であつて、これらを三弟の家臣に廻す、というのは、きわめて普通のことといつていいからである。

江戸時代のはじめ、「諸大名の改易かいえき」が頻繁に行われた。元和五年（一六一九）の広島城主福島正則、寛永九年（一六三二）の熊本城主加藤忠広はその代表的なもので、ほかに、この期に取り潰された諸侯は夥しい。これにつれて、当然、発生するのは浪人問題。幕閣が対応に頭をなやますのも、また、自然の成り行といわねばならない。浪人も、自分自身の問題だけに、自ら解決に骨折るのは当然で、すぐれた才能や特殊な技能をもつものには、他大名からの招聘も少からずあつた。また、諸方

面の縁故や伝手つてを求めて、その方面からの仕官運動も盛に行われた。この辺の事情は、現代社会に通ずるものがたくさんある。池田輝澄の山崎藩が成立した元和元年六月には、まだ、大名の取り潰しはなかつた。しかし、大阪落城によつて、大阪方武士団の大量失業者がうようよしていた。また、こうした時代につきものの諸家藩士の離合集散も数多く見られた。このごろの社会は、こうした大渦がはげしく巻き起こり、突きあい、押しあいながら大きく流れていたのである。

山崎藩池田家も、この渦の中から抜け出ることはできない。この洗礼をまともに受け、その影響をもろにかぶつて家臣団の充実と向上をはかつたことはまちがいない。国元、山崎における筆頭家老伊木伊織が元和四年に召抱えられたのは、この間における第一の目玉と見ることができし、ついで、これとライバル関係になる小河四郎右衛門が家老として召出されたのは第二の目玉である。そして、藩主側室の甥という縁故から、藩主側近の医者に取り立てられることとなつた菅友伯は、第三の目玉といふことができよう。

山崎藩が、新規召抱え家臣の増加によつて、藩成立の当初とかなり違つた藩状を呈するようになったころ、夷弟の赤穂藩主池田政綱病死事件が起こつた。すなわち、寛永八年七月、政綱は二十六歳で病死し、嗣子がなかつたのである。封地は、当然、収公されねばならない。しかし、この地は、もともと忠雄が与えられたものを、忠雄の要請によつて弟の政綱に与えられた関



係上、幕府は、これを忠雄に返し与えた。しかし、忠雄は、残った二弟の封禄が未だ充分でないため、これへ廻したい旨申し出、幕府は赤穂三萬五千石を末弟の輝興に与え、その旧領二萬五千石を輝澄に加賜した。山崎藩にとって、なんとありがたいことであろう。戦国の世であれば、相当の武功がなければこれだけの封地を加えられることはあり得ない。それにもかかわらず、何の苦勞もなく封地を広げることができたのである。これは、もとより兄忠雄の好意によるものではあったけれども、その背後に、「東照神君の外孫」ということがあったのはもちろんであり、多くの大名が羨んだごとく、輝澄はまことに仕合せな人間であった。

— 本のある生活を

## さつき書房

山崎町鹿沢 55-3  
☎ (0790) 62-4674

石高が増加すれば、それに見合う家臣を召し抱えるのは当然のことである。封建の世において、將軍家から扶持を与えられるということは、一朝有事の際、その馬前において輝やく軍功を立てるためのもので、このために、有能、有力な家臣を召し抱えるのは当然の義

務であった。山崎藩池田家が、この直後、こうしたことに努力したのはいうまでもなからう。

山崎藩が、このとき、召抱えた家臣については、記録が残っていない。江戸時代といっても草創期であり、しかも、取り潰しに逢った藩地のことであるから、関係史料が残っていないといっても、別に不思議ではなく、こうした場合は、結果を見、そこから、実態を推測するより、しかたがないわけで、私も、次のように推考している。すなわち、新規家臣団に人材を揃えることは容易でなく、縁故、その他の事情によって採用したことや、仕官の古い、新しいなどによって、藩内に派閥が生じ、その葛藤と混乱によって藩政の進展が阻害されて行った、というのが実態であろう。いいかえれば、藩地の膨張が藩政の弛緩と内紛を起し、藩存立の恨底を揺り動かす危険な道を歩むようになった、ということである。これを救う道はもちろんある。すぐれた藩主が居て、家臣個々の真価を見抜き、これを思う存分に使いこなす手腕と力量をそなえていけば問題はない。輝澄が、そのような人物であったなら、藩内は微動もせず、藩政の積極的な運営も見られたであろう。しかし、輝澄は、到底、輝政に続く人物ではなかった。殊に、発病後の輝澄は、それ以前の活動に比し、大きく後退している。ここから、山崎藩の悲しむべき運命が生まれて行ったのである。



## 地名小噺その二

## 衣坂

(資料部)

其の昔藩の覚帳に左の様な記事がある。

近頃今宿高野切通しに追剝現われ候由、町方より届出之有候、早速同心供を差向け候処、鍋屋卯兵衛なる者先夜遅く通り懸り候て衣も剝がれ候、猶又外にも被害受け候者之有由右聞込み候に付、今宿高野並に山田高野に至る岸の上藪垣敵重に繕はせ切岸の通端に辻灯を懸けさせ鴻ノ口木戸箇めの者供に夜間の警戒敵敷申付候とお奉行申聞かせ候、とある。衣坂は昔は余程寂しい所であつたらしく夜は絶えて通る人も無く高野の崖の上は藪がっらなり。因みに慶安時代松平周防守の地図を見ると此の切通しは全く無く、それより約三十米程北寄りに岸上から崖下に斜めに下る小道が描かれていてこれが出石へ通じる路であつたらしい。今宿に切通しが出来たのはさだかではないが、元禄宝永頃の大火以後に造られたものらしい。役場の地籍簿によるとあの辺は岸の上を今宿鴻野とあり道より南を山田鴻野となつてゐる。古い文献には高野とあるのが原語で大歳神社辺から青蓮寺上へかけて切岸の上一帯を高野と言ひそれが何時の時代頃からか鴻野となつてしまつた。鴻野口も昔は因幡街道の木戸の外を言ひ庄能へかけて道端に茶店が点在するぐらいであつた。木戸の内は富士野口と称し富士野銀山へ通じる道を意味し、表街

道を富士野町と称し西の裏通りを裏の町と言つた。松平周防守時代は伊沢町までぐらいを富士野町と称し出水町と言う町は未だ無くてあの辺一帯は武家町であつた。併し天保頃の図には既に出水町も富士野町も皆商人街になつて木戸の周辺には警備の歩屋敷が点在している。出石への切通しは出来たとは言え当時はまだ全く寂しく、雑俳に「肌寒し夜道で衣も剝がれ坂」と讀んだ人もある。併し衣坂の名は可成り古く享保の頃既に有り。又一説には昔は狐狸妖怪を信じていた時代でも有り。藪のざわめきにも背筋を寒からしめ妖怪の出没に肝を驚かせたものらしい、又徒づら者が妖怪に事よせ狐狸に化けて娘を襲つたりするので、或る坊さんが衣を樹に懸けて念ごろに供養したら其後衣をおそれて狐狸妖怪も出なくなつたとか、それで衣坂と言う。伝説は様々で諸説交々いづれも信疑の程はわからない。

## 近世宍粟郡の耕地造成(下)

——(田井村の畠田の場合)——

古文書研究会

### 五、難行する工事

(一) 井堰場所の変更 Ⅱ 一回目

新溝が出来て四年後の弘化二年己(一八四五)四月、井堰の取水量が少ないので井口を既設箇所より上流に変えたいと

して田井村から与位村へ「取替一札」が出されている。それによると、対岸の木ノ谷村には既に了解を求めており、井を組立てる時期（季節）になっていることから、一カ年に限り田井村の要望が聞き入れられている。同時に与位村忠五郎外二名の蒞延長八十二間幅八尺を代銀百十匁で田井村が購入している。

〔二〕井堰場所の変更 Ⅱ 二回目

田井村から木ノ谷村へ出されている嘉永元年（一八四八）四月の「新井堰詰規定書之事」により井堰の変更に関し取り極めが出来ている事がわかる。要約すると、次の通りである。

〔ア〕溝筋は与位村に承知してもらい川端筋から水を引き取ってきた。木ノ谷村の「下も」の田の川端筋に道路が接しているところより十間（十八 $m$ ）ほど上流の五右衛門、弥五郎兩人所持の田の境の岸下へ堰の東詰めを上らせることが相談の結果定まった。木ノ谷村堅蔵、力蔵の世話により当年申年（一八四八）より成年まで三年間の試行期間を条件として堰詰することが許された。

〔イ〕井堰に梁をかけないこと。与位村より掛けたいと申出があっても今回より断ること。

〔ウ〕東岸井詰より十五間は横井（斜め部分）は丈夫にして井裏は掘らずにうな柴を十分に入れ、また井詰めより十間は堰を二重にすること。

〔エ〕万一、洪水によって田地等の流失があれば井堰の上下十

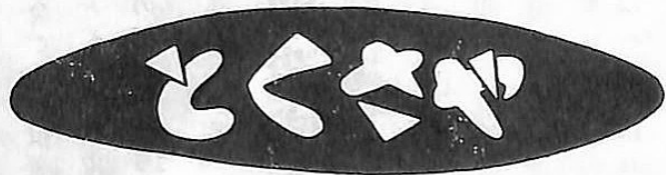
間（十八 $m$ ）について田井村で修復すること。また、三年間の内で取水量如何によっては井堰場所変更等について相談事があれば応じること。

〔ウ〕井詰より十間程南には道路及び杉ヶ瀬村の用水溝があるので、支障のないようにすること。

〔カ〕以上により益料として銭二百目を差し入れる（内人足二十五人分五十匁差引百五十匁支払う）こと。しかし、その年五月小倉祐五郎宛に田井村杉ヶ瀬村両村世話人から出している「差入申一札」によると与位村木ノ谷村とは取り決めが十分なされていないので仮堰として植え付け終了後再び協議するとなっている。

〔三〕井堰場所変更 Ⅱ 三回目  
天保十二年（一八四一）から八年後になる嘉永二年、新溝は水上がりが悪いとして三回目の井堰場所変更をしている。

創業嘉永元年 きものと共に130余年  
高級呉服の専門店



山崎町本町（さつき通）  
☎(0790) 62-1680代

外科・内科

# 山中医院

院長 山中陽一

山崎町西町・TEL⑥20036

三回目といっても初回は一年限りで元に戻っているようであるし、二回目は嘉永元年（昨年）であって段階的に逐次、井口を上流に移行しているとは断言しがたい。但し、今回は既存の井口より三十間（約五四 $\text{m}$ ）上流へ上げることが決まっている。条件として、

- ① 溝口は土井木を入れ格別に丈夫にすること。
- ② 井を堰上げれば貯水区域が広がるがその場所には少しも損地が出来ないようにすること。
- ③ もし損地が出来れば早速に水除普請をすること。
- ④ 井堰場へ木柴持通しても、田畑の作物をきずつけないこと。

⑤ 井堰普請水除の際は与位村の人を雇うこと。

〔四〕岩切抜き溝の着工

嘉永二年（一八四九）三月下タほき（現在の洞門付近）の岩を切抜きトンネル状の穴を掘り、従来、懸樋で通水していた溝をつけかえる工事

に着手している。勿論、小倉祐五郎が資本を投じたものと思われる。しかし、切抜き溝での用水引取りについて支障が出来れば、従来からの取り極めどおり掛橋に樋をかけて通水する方法に戻すと条件をつけている。また、祐五郎が新畠ケ田所有中は腕木穴等破損すれば自分が直すとしている。切抜き溝の規模とその工事が、いつ完成したかについてはのちの史料に頼るほかはない。

## 六、畠ケ田工事費と小倉氏

〔一〕畠ケ田工事と掘田

田井村から千町村小倉祐五郎に出された「譲渡申畑地之事」の中に「書面之畑地掘田ニ可被成」とあり、畠ケ田工事の具体的作業は、従来畑地であった土地をほって石を取り除く事であったのであろうかと考える。「掘り田」の本来の意味は湿田をほって高い畦をつくることであるが、この意味でないとかんがえる。新溝工事に着手した天保十二年から並行してこの掘田がおこなわれたと思われるが、具体的内容を知る資料はすくない。

〔二〕工事費の捻出

すでにみたように、天保十二年（一八四一）八月、備前児嶋郡の石工らは総額銀十六貫の新溝工事見積書を田井村に差出し、この工事を請負った。工事そのものはおそくとも嘉永元年（一八四一）に完成したと思われる。それではこの工事



費はどこから捻出されたのであろうか。前記でみたような困窮に悩む田井村にその資力があつたとは考えられず、むしろ窮状を打開するためにも、そもそもこの工事が計画されたのである。そして、この新畠ケ田工事を資金面で援助し代りに田井村の地主となっていくのが、宍粟郡千町村の小倉氏である。

### 〔三〕小倉氏と工事費

新溝普請工事費の額について、天保十四年（一八四三）卯三月に備前石工が田井村役人に宛てた「新溝御普請請負之事」という文書によるものだけでも銀十二貫目であり、更に与位村敷地の購入費や、後になされる井堰の付替の費用、また田井村の畑を畠ケ田に改造する費用を付け加えると、総費用は明記されていないが、これに数倍するものであつたと想像できる。

さて、前記備前の石工が工事を請け負った二年後の弘化二年（一八四五）巳四月、田井村の六名のもは庄屋庄吉の奥書印形をもって、千町村小倉嘉兵衛に借銀の申し入れをしている。その中に「普通人足賃銀先達而貴殿方にて別紙証文ノ通り借いたし申候処」とあり、この時点で追加して銀二貫五百目の借用をねがいである以前にすでに嘉兵衛から工事費に関して金額は明らかでないが借銀していたことが判る。勿論、借銀に付随するものは利子と担保であり、担保になりうるものは土地である。

嘉永元年（一八四八）申四月、田井村の土地を耕す田井村百姓三十人及び田井村に入り作している杉ヶ瀬村十六人木ノ谷村二人、計四十八名の者は連名で千町村小倉祐五郎に「差入申小作証文之事」を差出している。

田井村文書にはこれと同内容の「譲渡

申畑地之事」という文書も残されている。これらによれば、祐五郎に質入れするこれらの四町五反九畝余の耕地はいずれも畠地であり、この畑を「堀田」即ち畠ケ田に改造する費用を祐五郎が捻出する形で銀四十五貫で譲り渡したようである。これらの田井村側の文書に対応する祐五郎側の文書は同年四月の「仕渡申三ヶ年限戻証文之事」である。これによれば田井村の当の四町五反九畝余の畑田は、三年間の間に小作料を完納し、かつ四十五貫と新井堰普請入用銀二十六貫目をも返済するならば、元の持主に戻すという条件で質入れされた小作地であつたことが判かる。



さて、この畠ケ田はその後どうなったであろうか。五年後の嘉永五年（一八五二）の四月、田井村の右の百姓三十名は祐五郎に対して「本物質地年季手放之事」という文書を差出している。これによれば計七十五貫余の借銀について、「色々手段仕見候得共調達出来不申候」と返済がついに不可能に至ったことを述べ、四町五反余の畠ケ田のうち田井村の百姓の分は約束により祐五郎の所有とすることを認め、かつ木ノ谷村領にかかわりのある新井堰並びに与位村領にかかわる用水路の田井村の権利も全て祐五郎の所有に移ることも認めている。しかし、この年の年季切れによる土地の質流れによる混乱と作荒れはこの新田開発の経過の矛盾と田井村百姓の苦渋を示しているかのようであった。

こうして、田井村の新田開発の成果は結局完成と共に小倉祐五郎の手中に帰した。しかし、祐五郎は、このとき、僅かに十五才である。そして田井村の四町五反余の畠ケ田が四十五貫目で譲渡された嘉永元年に、これを買いついた祐五郎は僅か十一才の年令であって、はたして祐五郎に当時これらの事を処理する判断力があつただろうか。考えてみれば、小倉家文書には、嘉永元年に田井村の畠ケ田四町五反余が祐五郎へ譲渡されるときに作成したとみられる文書の下書がいくつもあり、そのうちの二種は宛名が「当名 嘉平」「当名 嘉兵衛」となっている。また田井村文書には同年六月十八日付で嘉兵衛から田井村役人宛に「覚」が送られており、田井村

と与位村との間で取り交わされた新井堰、新溝建設に関する合意書等計五通を嘉兵衛が一旦預かったことが記されている。こうして、われわれは祐五郎の背後に見え隠れする嘉兵衛に気がつくのである。それでは嘉兵衛といふ祐五郎といふ、一体、千町村の小倉氏とは、何者なのであるか。

また、何故田井村の新田開発にかかわることになったのであろうか。

#### （四）千町村小倉氏とは

ここで問題となっている小倉嘉兵衛の先祖は、小倉家所蔵の系図によれば、存命中の名前は天明八年（一七八八）に千町村の庄屋を退役した喜左衛門にまで遡ることができる。それ以前は墓碑の戒名によって新しくは元禄年間、古くは文禄年間までしか知ることができない。最も古く名前の知れる喜左衛門は天明二年の「千町村宗門人別改帳」によれば、石高十九石余であり、彼が庄屋を退役した天明八年には二十一石の石高をもっていた。

慶安三年（一六五〇）の千町村の「千町村田方地詰帳」には十四人の百姓が計五町余の田を所有していたことが記されているが、この地詰が天明三年（一七八三）に写し直された時には、天明元年以前に喜左衛門が計五反三步の田を入手したことが貼紙により記されている。江戸時代後期の「田方名寄取調帳」をみても、等級は別として千町村の田の総面積は五町余とほぼ同じであり、喜左衛門が天明元年に所有田地は、

慶安三年の同村の田地所有順位で見れば十四人中の上から四番目に相当するところから、すでに天明年間において、この小倉氏は千町村内において中上層農民に台頭しつつあったといえる。

前記、喜左衛門の子弥一郎は寛政二年（一七九〇）庄屋職を踏襲したが、その石高は当時の千町村の総石高の約五分の一であった。この弥一郎（のち喜左衛門を襲名）には二人の息子があつたが跡目を相続していない。長男喜市は系図によると、十六才のときに「文化七年極親諸共分家ニ至天保年中住所不定遠国流浪之由」と記されている。この「住所不定」「遠国流浪」とは所謂、放浪人ということではなく、木地師のことではないかと思われるが、それは「山崎町史」七〇五ページの引用に「因州組木地年行司」の小椋冬柏が発行した「藤左衛門儀、播州千丁木地師嘉左衛門名跡」という嘉永五年（一八五二）の「覚書」があること、また「小倉」（小椋）の姓そのものからも容易に想像できることである。一般に宍粟郡奥地の木地師が近世中期より定着し農業で生計を立て集落を形成したのと同じく、この小倉氏も千町村に定着したと思われる。

それでは小倉氏が近世後期にどのような資力を持つことが出来たのだろうか。その理由の一つとして宍粟郡北部の薪炭・材木などの林業が考えられる。これらの林産は年貢米や鉄などとともに山崎まで陸送され、出石の船

着場から高瀬舟によって網干港まで輸送されていた。商品量は年々増加していたらしく、寛延二年（一七四九）頃と享和元年（一八〇一）頃には、これらの商品の輸送の利益をめぐって舟問屋や船頭達の紛争が起こっている。更に天保年間に宍粟郡北部の村々が

連印を以って、出石から曲里迄の高瀬舟航行許可を大坂谷町代官所へ願ひ出ているがその時の理由に郡北部の薪炭・材木の豊かな産出量を挙げている。やや強引な推測になるが、小倉氏はこれらの産業にかかわることにより富を蓄積していたのではないだろうか。そして天保十二年（一八四一）の「千町村田方名寄取調帳」によれば小倉氏一族は田の所有者二十四名中抜きんでてその所有高の一位と二位を占めているのである。

この実力を持つ小倉氏が田井村の新畠ヶ田工事に関わるきっかけになったのは何だろうか。





まず第一に嘉兵衛景信が寛政五年（一七九三）二十二歳の時に千町村小倉家に養子に行くまでは母栖村に住んでおり、田井村の事情に精しかなかったであろうことが挙げられる。そのためか、文政三年（一八二〇）の暮に「身体限り」（破産）となった田井村百姓林右衛門の株を五年後に常蔵という者が継いでいるが、この常蔵こそ小倉嘉兵衛景信の義弟である。そしてこの株継ぎから十六年後の天保十二年（一八四一）に田井村は工事を計画し、かつ資金借入の代償として嘉兵衛に畠三町余を質入れしているのである。こうして小倉氏の肩入れにより井堰新溝工事は完了するのである。この間嘉兵衛景信は天保十三年庄屋職を退き嘉永四年（一八五一）八十一歳で死去しており、千町村の庄屋職は二男の嘉兵衛景明が三十一歳で継ぎ明治四年（一八七一）まで続けている。となれば工事完成後の嘉永五年五月二十二日付けの田井村に対して融資した工事費の返済をせまる杉ヶ瀬石原家文書の差出人「嘉兵衛」はこの若き景明でなければならず、一連の田井村とのかかわりは当初から彼のしたことかも知れないし、父嘉兵衛景信の債権を継承したのかも知れない。

さて、この嘉永五年の四月田井村の百姓三十名は前記の如く祐五郎に四町五反余の畠ヶ田を完全に譲渡せざるをえなくなるのであるが、いまだ十五歳の祐五郎の後見役として嘉兵衛景明がいたのではなからうか。祐五郎は一躍田井村の地主となるが、八年後の万延元年（一八六〇）に二十三歳で永上

郡に養子に行き、一方嘉兵衛景明の養子には、祐五郎と同じく景明の甥であり祐五郎より五歳若い弟秀蔵がなり小倉右一郎と名乗っている。小倉家の系図の幼名や成人名を信ずる限りこのように理解する他なく、祐五郎に対する嘉兵衛の援助または保護は、一つには嫡男のない嘉兵衛景明が甥の祐五郎を養子に見込んでいたためかとも考えられるし、一族の者に対する財産分けの一種とも想像されるのである。

#### 〔五〕小倉家の財力

従って、田井村の百姓にとっては「嘉兵衛景信」であれ、「嘉兵衛景明」であれ、はたまた「祐五郎」であれ、金を借りた相手であり、質地地主である点で、「千町村小倉氏」として同一のものではなかったろうか。小倉氏はいわば「同族会社」的存在であったといつてよい。

小倉家文書から集計した「嘉兵衛」の財力は史料で確認されるかぎり明治分を除くと左のようである。

#### (1) 入手した田・畠・山林

田……七町八反五畝二十二歩

主として上岸田、千町、黒原、生栖、伊和など

畠……五町七畝五歩

生栖、清野、野々上、福野、黒原など

田畠……五反四畝

黒原など

山林……一一七カ所

その他

(ロ) 貸付けた銀・米

銀……一五九貫三七三匁

(これは金二六五六兩に相当する。)

金……百七十一兩

蔵米……三十三石

米……十石四斗余

(イ) 御用捨銀・米

銀……一四九貫五六一匁

(金約二四九二兩に相当)

米……二十四石二斗余

(ニ) 下作(小作)の田畑

これらは右の入手した田畑の存する村々において証文等が残っている。

右の集計をみれば小倉氏が貸付けた御用捨銀を合計したものは三〇八貫目に達し、それは天保年間の大坂米相場で換算すると米約四七五二石に相当する。勿論同一の一年間にこれだけの銀を所持し融資したわけではないが、入手した田畑計十三町歩余という数字とともに小倉氏の財力を想像させるのに十分である。特に田畑などの入手や銀の貸付等が二十三カ村にまたがり広範囲である点に、小倉氏が商品経済の発達とともに崩壊に直面する農村において商品流通にかかわりながら、その力を浸透させていったことがうかがえるのである。

## 七、畠ケ田造成の結末

そもそも田井村の新畠ケ田工事は、天保十二年正月付けの「議定口書之事」という文書にみられるように、田井村百姓(含杉ヶ瀬)が窮状打開のために一致して、新畠ケ田工事をしたいから安志藩に許可を得てくれるよう村役人に訴えることから始まっている。これはその限りに於いて「村請新田」という形の新田開発である。しかるに、その完成とともに工事費融資の代償として新畠ケ田は小倉氏(祐五郎)の所有に帰した。

元治元年(一八六四)田井村百姓は安志藩に対して一町六反余の田について「株御検見願上帳」を差出しており、「取米」(年貢米)の完全な支払いがむづかしいので石盛を下げるよう願い出たことがうかがえる。その理由は祐五郎に対する小作料の負担のためであったか、あるいは、新畠ケ田工事が完成しても期待していた程生産力が向上しなかった為であるか、不明である。

一方、祐五郎は明治四年(一八七二)にその所有する田井村の畠ケ田四町七反余を新溝等と共に代金千兩で安志藩に譲渡している。彼の融資した銀七十一貫目(金約七五〇兩)から見れば、利鞘があったともいえるが、前記のように田井村の新畠ケ田がさして魅力ある何らかの利益をもたらさなかったのかもしれない。そして、これもまた、田井村百姓の地主・小倉氏に對する何らかの反発の動きに原因があったのか、又はこの年に

土地永代売買の禁止が解かれ、翌一八七三年より地租改正が始まることと関連があるのか、或は小倉氏側に資金の必要とする何かがおこったか等々、いろいろ興味深い推測が出来るのであるが、いづれも判断するには史料が不足である。

しかし、われわれは、近世後期における「村請新田」という形の新田開発が資金的困難さから実質上「町人請新田」になっていき、当該の百姓が本百姓から小作に転落していくのを促進する一例を、この小倉氏という在郷商人的地主と田井村新島ヶ田工事との関りのなかに見ることが出来るのではないだろうか。

以上

(一九八五年八月七日 稿)

## 春の研修旅行記

志水美好

生駒山の桜が見られることを期待して、例年より一月も早い四月二十日に期日を繰上げた。しかし、二日前から天候がぐずれ恢復が遅れている。空模様を心配し乍ら、七時半、私達一四人はバス三台を連ねて山崎を出発した。

中国道の車の流れも順調であり、吹田インターへ来た頃には晴れ間も見え始めて一安心した。門真ランプから降りて大東市内にかかると、矢張り暫くは交通渋滞が続き予定の時間が見る

見る過ぎて行く。阪奈道路は車が多くなり予定より十分遅れて生駒聖天(宝山寺)に到着した。

生駒の聖天さんは商売の神様として全国的な信仰を集めているだけあって、石の鳥居をくぐってからの参道の両側には、百万円以上の寄進者の名を刻んだ石柱が隙間もない程立ち並んでいる。聖天さんを此処へ勧請したのは湛海律師であり、境内の数多くの建物は宝山寺といわれるように寺院建築である。本堂拜殿、文珠堂、観音堂、奥ノ院等が山内に集中していて、普通の寺とは違った雰囲気を持たせている。

信貴、生駒スカイライン(約十八軒)を左右にカーブし乍ら

南下する。雨あがりの空は澄み渡り、大阪平野や奈良盆地の美しい風景を見せてくれた。淡路島もきれいによく見えた。桜の花も平地より遅れてまだ見頃であり、存分に車中から花見を楽しむことが出来た。三十分程で信貴山に到着した。

三か所の駐車場とも沢山の自動車と観光客

食品の店

いまや

さつき通り4丁目  
TEL (02) 0169



でござたがえしている。信貴山のご本尊は毘沙門天であり、醍醐天皇から朝護孫子寺の勅号を賜ったという由緒ある寺である。昭和三十三年再建された舞台造りの本堂は中腹に一段と大きく聳えている。人の波におされ乍ら見事な桜の花吹雪の中を本堂にお祈りする。縁日以上の人出で、連れ立って歩くことも叶わず広い境内を思い思いに廻ってやっと駐車場へ帰り着いた。

信貴山を出発したのが十二時半、龍田大社（旧官幣大社）はこの機会をのがすためたに來られぬので、車中から拝むだけでもということにして車を馳せる。丁度社頭の鳥居前が駐車場だったので、たとえ十分間でも一同下車して参拝することになった。紅葉の名所と謳われていた竜田川は、この大社のある立野の里を流れる川の流域に楓樹が多かったので当時の世人に称されていた由で、今の竜田川とは違うそうである。

一時を過ぎたが近くに大食堂がないので、法隆寺前まで車を進めて漸く遅い昼食をとった。早々に昼食をすませて、中門まで行って法隆寺の金堂や五重塔を眺めて来た方もあったようである。切角、法隆寺の前まで来ながら時間の都合で拝観しないことにしていた。

研修旅行とはいえ寺や神社詣りが多くなるので、大和文華館を見学するつもりでいたが、春の展示が一般向きでなかったのだ、痛封じの寺として有名であり、笹酒祭をテレビで放映していた大安寺に詣ることに変更した。狭い道をやっと辿りついたが駐車場は狭く三台のバスがやっとのことだった。小さな本堂

がぼつんと建っているばかりで昔日の面影は全くなく、これがかつては南部七大寺の一として栄え、南大寺と称された大安寺とはにわかには信じられない位であった。本堂に一同正座して痛封じの祈願をしてもらい、住職の老僧のお話を聴いてから青竹の湯呑で笹酒をよばれる。痛封じの祈禱を頼んでから、宝物館の参観もそこにして車に戻った。

金色と朱に輝く金堂・三重塔を遠くから望見し乍ら漸く薬師寺に着いたのは四時頃であった。大安寺と打って変って広大な駐車場も観光バスで埋まり、修学旅行の生徒達であふれていた。昭和五十一年復興された金堂に参り国宝の薬師三尊像を拝む。漆黒の艶々しい薬師如来、腰をひねり動きのある美しい姿の日光・月光両菩薩。国宝の本尊台座の四方四神や、ぶどう唐草も見事である。私の書いた写経も金堂のどこかに納めてある筈だと思い乍ら人ごみに押されるまゝに堂内を一巡した。「凍れる音楽」とたたえられた国宝東塔の清楚な美しさに対し、昭和五十六年に復興された西塔は朱の色も鮮かでないかにも今出来たという感じである。広い境内どこも参拝客であふれている。東院堂で国宝聖観音菩薩像を拜んでから一応中門を出た。

今回は生駒山から奈良へと欲ばったコースで時間も四十分程遅くなったが、桜の花見も満喫したし、痛封じの酒も飲んだしで、思い出の旅が出来たと喜んでいきます。大勢の会員の参加を得て盛会裡に恙なく旅行を終えることが出来ました。皆様の御協力を感謝致します。

# 近況報告

堀口春夫

今年三月に、NHKテレビ放送局から撮映班が来崎し、鹿沢城跡や郷土博物館などを撮映し、四月に暮しのチャンネルで放映してくれましたので山崎の歴史が広く世間に紹介されました。又五月にはNHK兵庫史を歩く会の山崎史跡めぐりが計画されました、NHKのテレビチーフディレクターやアナウンサーが次ぎ次ぎと訪れ、其都度教育委員会や郷土研究会の者が参加してコースの路順や当日の計画がねられ、町並みや旧家のただずまい並びに、城跡や天然記念物を案内して廻りました。兵庫史を歩く会の日時は六月一日のさつき祭りの日を選び序にさつき展を見てもらう計画で、当日の道先案内は郷土研究会の役員や地元参加者が先頭に立ち約四百人近い



人でまことに盛況でした。参加者の多くは、神戸・明石・加古川等の人が多く、まだ山崎へは一度も来た事の無い人が多く参加されました。先づ紙屋門前で山崎の説明が有り郷土館や資料館で本多家の遺品や八幡神社の宝物類を見て、闇齋神社に参拝し西町を通り、西町の町並みでは格子戸の屋並や虫籠窓の町屋を見て城下町の佇いに感嘆の声を漏らし、八幡神社でも能舞台や木コク等の文化財を見て篠の丸城跡へ登り、春蟬の鳴きしきる初夏の山路を汗を流し乍ら元気に登り、山頂で歴史作家谷村氏の戦国山城の攻防戦や赤松盛衰の講義を聞き、遠く霞んだ長水城を望み懐古の情を偲び、昼は千疊敷きの木蔭で森林浴をし乍ら弁当を食べ、此処でも谷村氏の歴史的講話を聞き、降りしなに天望台上がり山崎盆地を見渡し感嘆の声を聞きました。排気ガスと自動車の混雑する都会の街中に住む人達にとっては、山崎の緑の山は別天地の様に見えた事でしょう。それから寺町を通り大歳神社に行き千年藤の花は散った後でありましたが、其の幹の太さに感嘆し、中央通りから本町通りの屈折した城下町の名残りを見学し乍ら元の学校地へ戻り解散致しましたが、さつき展でも其の花木の見事さには目を見張り、其の日は感嘆の連続でありました。テレビでは六月十五日に暮しのチャンネルで放映され、山崎町の面目を一新させたのであります。

# 史跡部報

本年度史蹟部の事業として、次の三箇所<sup>①</sup>に標柱を建てました。

1. 大手前 山崎町役場正面の右隅
2. 千種鉄の道 大沢の道路ぎわ
3. 大福寺跡 塩山

この標柱の一面に塩山銀山の跡も記しています。

## 史蹟 大手前

此の地は鹿澤城<sup>ししざわじょう</sup>の大手前に当り。其の昔、

本多家筆頭家老武間清左衛門の屋敷地であったが、明治の末期一部は工管所となり、一部は技芸専修女学校の寄宿舎の敷地となり、大正二年には宍粟郡立実科女学校が出来、大正八年に郡立実業学校と改称、大正十二年郡制

健康づくりの相談が気軽にできる店

## ごころ薬局

薬剤師 岸本八重子  
岸本弘子

山崎町東和通り・☎(0790) 62-1190

廃止に伴い、県立山崎高等女学校となり、昭和二十三年県立山崎高等学校となり、昭和二十二年加生の地に移転し、昭和三十三年山崎町役場が此の地に移転す。

## 史蹟 千種鉄の道 塩地峠

此の道は塩地峠を越して明治の初年まで、千種鉄並に木炭の輸送路として、重要な役を果していた。帰りには、山崎三日月より生活用品を搬入する要路であった。又大沢地内にも千種より砂鉄を運び、村内の木材を燃料として製鉄をしていた。当時砂鉄は婦人の背にて運ばれたと伝えられている。

## 真言宗 大福寺跡

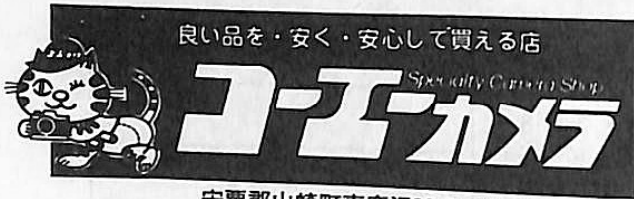
寺の創建時期は不詳であるが、赤松氏の一族の者が住職となり、旧土万村全城を壇家としていた。然るに天正八年羽柴秀吉の長水城攻略に際して、兵火にかゝり焼失した。壇家は室の西方寺と船越の常福院に移る。又任職の子孫はこの地に帰農し、現在に及ぶと伝えられている。

## 塩山銀山跡

室町時代より盛んに銀鉱を採掘していたが、江戸時代生野代官所支配となり、明治以後も断続して採掘されたが、最近に至り廃坑となった。



最新型カラー現像機導入  
カラープリント・スピード仕上げ



茨城県山崎町東鹿沢26-3 ☎62-2089

株式会社

安井書店

茨城県山崎町山崎90  
TEL 山崎 ☎0700(代)

楽しい暮らしのお手伝い

ホームセンター



竜野店

竜野市竜野町富永  
☎(07916)3-3226(代)  
営業時間AM10:00~PM7:00  
(定休日) 毎週水曜日

山崎店

茨城県山崎町今宿  
☎(0790)62-2434(代)  
営業時間AM9:00~PM7:00  
(定休日) 毎週水曜日

山崎町

安井清介宅

# 役員変更のお知らせ

役職名	前任者	後任者
山崎地区 東支部長	春名富一	野上久男
神野地区 支部長	鶴崎和人	田中義弘
菅野地区 支部長	山下虎一	福井久男
福原町 地区幹事		
高下地区幹事		

# 事務局だより

- 一、本年度から年会費が一〇〇〇円になりました。掲載の予算にて実施いたします。会報を皆様方のものとして充実したいので原稿を事務局宛にお送り下さい。
- 二、秋の研修旅行案内を会報に挿入しています。参加ご希望の方は早目にお申込み下さい。
- 三、会報に掲載の広告をご希望の店舗があれば事務局へお知らせ下さい。

〔山崎郷土研究会事務局〕

## 昭和61年度郷土研究会予算

## 収入の部

項 目	昭和60年度	昭和61年度	備 考
繰 越 金	221,301	168,148	
会 費	351,500	674,000	
広 告 料	72,000	66,000	
文 連 補 助 金	60,000	50,000	
総 会 補 助 金	5,000	6,000	
小字調査特別補助	40,000	0	
史 跡 め ぐ り	0	60,000	
預 金 利 息	3,487	4,000	
合 計	753,288	968,148	

## 支出の部

総 会 費	63,670	70,000	
総 務 部 費	39,310	50,000	
会 報 部 費	243,540	300,000	印刷費原稿料送料
研 修 部 費	49,240	100,000	
史 跡 部 費	78,340	300,000	鹿澤城城郭図作成費
資 料 部 費	12,550	50,000	
渉 外 費	50,000	50,000	
負 担 金	5,000	5,000	文連
消 耗 品 費	840	5,000	
通 信 連 絡 費	2,850	5,000	
予 備 費	39,800	33,148	
合 計	585,140	968,148	